

第3回総務文教常任委員会会議録

平成31年2月27日（水）

開 会 午前 9時00分

閉 会 午前 10時10分

○会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

●企画政策課

- ①平成30年度一般会計補正予算（7号）
- ②平成30年度一般会計補正予算（企画政策課所管分）

●総務課

- ①清里町公園条例の一部を改正する条例について
- ②清里町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- ③平成30年度一般会計補正予算（総務課所管分）

●生涯学習課

- ①町有林野基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- ②平成30年度一般会計補正予算（生涯学習課所管分）

2. 意見書の検討について

- ①地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について

3. 次回委員会の開催について

4. その他

○出席委員（7名）

委員長	勝 又 武 司	副委員長	加 藤 健 次
委 員	河 口 高	委 員	池 下 昇
委 員	伊 藤 忠 之	委 員	堀 川 哲 男
委 員	村 島 健 二	※議長	田 中 誠

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

■企画政策課長	本松 昭仁	■企画政策課主幹	永野 宏
■まちづくりG総括主査	水尾 和広	■まちづくりG主査	半澤 忍
■地域振興G主査	横畠 敏樹	■まちづくりG主任	長屋 智洋
■総務課長	伊藤 浩幸	■総務課主幹	梅村百合子
■管財G総括主査	吉田 正彦		
■生涯学習課長	原田 賢一	■生涯学習課主幹	三浦 厚
■学校教育G総括主査	新輪 誠一	■社会教育G主査	武山 雄一
■学校教育G主査	小泉めぐみ	■学校教育G主査	阿部由美子

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長 溝 口 富 男
主 査 寺 岡 輝 美

●開会の宣告

○勝又委員長

第3回総務文教常任委員会を開催させていただきます。

○勝又委員長

大きな1番、町から協議報告事項、企画政策課2点ございます。それでは、平成30年度一般会計補正予算並びに2番平成30年度一般会計補正予算企画政策課所管分について説明をお願いします。

○勝又委員長

担当。

○まちづくりG主査

それでは私の方から、平成30年度一般会計補正予算第7号の概要につきまして御説明させていただきます。企画政策課の1ページをご覧ください。今回の補正予算につきましては、実行予算に基づき、事務事業の執行に伴う不用額を減額したもの、または今後必要もしくは不足が見込まれるものの追加補正、さらに特別会計繰出金の調整などを行うものでございます。今回の補正額につきましては歳入歳出それぞれ1億323万6千円を減額いたしまして、予算の総額を56億8千816万6千円とするものでございます。また、表の右側の主な内容につきましては、今回の補正に係る事業の主なものを一部抜粋し掲載をさせていただきます。なお、主な

事業の詳細につきましては、各所管課より、補正予算概要に基づきまして、それぞれ説明がありますので、詳細な説明は省略させていただきます。

それでははじめに歳出よりご説明いたします。まず総務費ですが、老健介護報酬剰余金積立事業につきましては、老健指定管理委託料と介護報酬収入に生じる差額を減債基金に積み立てるもので1千500万円の増でございます。基金積立事業につきましては、各基金への積立額の調整に伴い、4千430万9千円の減でございます。職員端末機器購入事業は、職員用のパソコン等を更新するもので3千539万1千円の増、民間賃貸住宅建設促進事業は、補助事業の実績に伴う減額でございまして、1千200万円の減、清里高校総合支援対策事業につきましては、事業実績に伴う各種補助の減額及び来年度の入学者への支度金の所要見込みの増に伴い150万円の増となっております。そのほかの事業を含めまして、総務費全体では3千400万円の減額となります。

続きまして民生費でございます。障害者生活支援事業につきましては、単価改正及び対象者の増により230万円の増、老健きよさと指定管理委託事業につきましては、燃料費の単価の増に伴う委託料の追加分として100万円の増、ケアハウス整備事業及び備品購入事業につきましては、事業実績に伴う執行残によりそれぞれ977万3千円と175万円の減、児童手当支給事業につきましては、対象者の減により432万5千円の減、清里保育所臨時職員雇用事業は、保育士の欠員の不補充によりまして、458万6千円の減となっております。そのほかの事業を含めまして民生費全体では2千602万3千円の減額となります。

衛生費でございます。診療所備品購入費につきましては、事業の中止に伴い858万6千円の減、国民健康保険事業特別会計繰出事業は事業の進捗に伴う繰出金の増によりまして174万4千円の増、農業集落排水事業特別会計繰出事業につきましては事業の実績に伴う繰出金の減により267万2千円の減となっており、その他の事業合わせまして衛生費の合計は2千169万1千円の減額となっております。

農林水産業費でございますが、地域用水環境整備事業につきましては負担金の減額により108万8千円の減。網走森林組合出資事業につきましては配当金による出資金の増額により7万1千円増、その他の事業合わせまして合計で236万3千円の減額となっております。

商工費でございますが、店舗出店改修等補助事業及び住環境づくり促進事業につきましては、どちらも申請者数の減によりまして、それぞれ137万7千円と335万3千円の減となっております。その他併せまして、商工費の合計は611万5千円の減額となっております。

土木費でございます。道路橋梁事務事業にしましては、河川占用料の過年度還付金といたしまして1万8千円の増、15号道路交通施設整備事業及び橋梁長寿命化事業につきましては、どちらも、事業実績による工事費の減によりそれぞれ221万円と、1千671万円の減となっております。その他の事業合わせまして、土木費の合計は3千130万8千円の減額でございます。

消防費につきましては、斜里地区消防組合本部負担金及び清里分署負担金合わせまして118万3千円の減額でございます。

続きまして教育費でございますが、清里中学校グラウンド改修事業につきましては、事業実績に伴い、114万4千円の減、清里中学校冷房設備設置事業につきましては、中学校の各教室などに、冷房設備を設置する工事費といたしまして2千500万円の増、その他の事業合わせまして教育費の合計は1千138万7千円の増額となっております。

公債費につきましては変動金利償還分の利率見直しなどによりまして、元金が1千700万円の増、利子が800万円の減額となりまして、あわせまして900万円の増額となっております。

災害復旧費の9.6災害復旧事業につきましては、事業の完了に伴う減でありまして94万円の減額となっております。補正額の合計は1億323万6千円となりまして、補正後の予算額が56億8千816万6千円となります。

続きまして歳入をご説明いたします。まず町税でございますが、1千637万円の増額補正となっております。内訳といたしましては個人町民税が1千449万円の増、固定資産税が220万円の増、国有資産等所在市町村交付金が13万円の増、軽自動車税が255万円の増、町たばこ税が300万円の減となっております。地方特例交付金につきましては27万円の増額となります。地方交付税につきましては、2月末に普通交付税の追加交付があったことなどによりまして837万2千円の増額となります。なお、普通交付税の最終的な交付額は、7月の交付決定時より増額となりまして22億5千70万円となっております。分担金及び負担金につきましては、民生費負担金、教育費負担金合わせまして239万4千円の増額となります。使用料及び手数料につきましては、民生使用料、土木使用料、教育使用料その他併せまして330万3千円の減額となります。国庫支出金につきましては、交付金の配分額の減に伴う土木費国庫交付金の減などによりまして1千335万9千円の減額となります。道支出金につきましては、ケアハウスの備品整備に係る補助金の増に伴う民生費道補助金の増などによりまして1千26万7千円の増額となります。財産収入につきましては、財産貸付実収入利子及び配当金不動産売払収入で物品売払収入を合わせまして356万円の増額となります。繰入金につきましては、財政調整基金、公共施設整備基金、林野基金合わせまして1億4千917万3千円の減額となります。諸収入につきましては介護報酬収入とその他併せまして1千858万6千円の増額となります。町債につきましては、衛生債、土木債、教育債、あわせまして180万円の増額となります。寄附金につきましては、総務費寄附金といたしまして100万円の増額となります。歳入の合計は歳出と同額の1億323万1千円の減額でございます。補正後の予算額は、同じく56億8千816万6千円となっております。以上が平成30年度一般会計補正予算第7号の概要でございます。

続きまして2ページをご覧ください。2ページは地方債の補正でございます。歳出でご説明いたしました中学校冷房設備設置事業の財源につきましては、起債が可能となりましたことから新規に960万円を追加するものと各起債の事業費の減に伴いまして、ごみ運搬車整備事業債を1千200万円から1千万円に、社会資本整備総合交付金事業債を、680万円から350万円に、道路保全事業債を2千700万円から2千600万円に生涯学習活動車運行事業債を1千150万円から1千万円にそれぞれ減額するものでございます。

続きまして3ページから6ページまでは、ただいま御説明いたしました事業の内容財源内訳について記載をいたしております。事業の詳細につきましては、各所管課よりそれぞれ説明がありますので省略させていただきまして、企画政策課所管分のみ説明をさせていただきます。

それでは6ページをお開きください。2款総務費、2項総務管理費、2目財産管理費基金積立事業につきましては、町の振興発展のためにいただきました寄附金、町有林の皆伐分の流木売払収入をそれぞれ積み立てるものと前年度決算剰余金を一時的に積み立てていたものを一般財源化するもので、合わせまして4千430万9千円の減でございます。財源は寄付金が10

0万円、立木売り払い収入が201万5千円、残りは一般財源でございます。

続きまして6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、店舗出店改修等補助事業につきましては、店舗改修申請者数の減によるもので137万7千円の減でございます。住環境づくり推進事業につきましても、住宅改修及び空き家改修に係る補助申請者数の減によるもので335万3千円の減でございます。

次に10款公債費、1項公債費、1目元金と地方債元金償還事業につきましては、変動金利償還分の利率見直しにより利率が下がったことなどによりまして、元金が増加したことに伴い1千700万円の増、また2目利子地方債利子支払い事業につきましても、同じく変動金利の利率が下がったことによる利子の減少などによりまして800万円の減となっております。以上が平成30年度一般会計補正予算第7号の概要でございます。私からは以上です。

○勝又委員長

ただいま①番②番、平成30年度一般会計補正予算第7号と企画政策課所管分についての説明がございました。委員の皆様方から質問、意見等ございましたら。池下委員。

○池下委員

商工費のことについて、減額611万5千円ということですが、商工費に関しては、これ両方あわしても473万円しかないです。あと140万円ぐらいどういうふうな事業の減額だったわけですか。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

主なものは今担当の方から申しあげました補助事業の関係でありますけども、あと残り200万ほどありますけども主に工事、修繕だとかをさせていただきましたので、修繕、工事完了によります執行残減額でございます。またその他事業終了に伴う減額ということですよ。

○勝又委員長

よろしいですか。ほか委員さんからありませんか。全般通してありませんか。なければ企画政策課終わりたいと思います。ご苦労様でした。

○勝又委員長

それでは、総務課3点ございます。課長。

○総務課長

それでは、総務課の協議報告事項につきまして、概要説明し、そのあと担当より説明させていただきます。

1点目、清里町公園条例の一部改正につきましては、条例の中でございます。子ども広場につきまして、当該敷地にケアハウスが建設されたことに伴いまして関連する文言を削除するも

のでございます。

2点目の個人情報保護条例の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、本町の個人情報保護条例につきまして一部改正をするものでございます。

3点目、平成30年度一般会計補正予算総務課所管分につきましては全体的な実行の補正としまして事業実績、入札等による不用額が生じたものの減額及び職員用端末機器の購入、庁舎燃料費など追加が必要な事業、所要額を補正するものであります。それでは担当の方から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○勝又委員長

それでは、担当のほうからよろしくお願いいたします。

○管財G総括主査

清里町公園条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。まず、1ページをお開きください。

1の改正の理由につきましては、清里町公園条例に載せておりました羽衣町35番地の子ども広場について、ケアハウス整備に伴いまして、公園廃止として削除するものです。

2番目の改正の内容につきましては、別紙対照表のとおり、子ども広場の削除となっております。2ページをお開きください。2条の名称及び位置の表の下から二段目にあります、子ども広場について削除いたします。3ページをお開き下さい。第4条管理運営につきまして、教育委員会に委任する対象公園の中から子ども広場を削除いたします。1ページにお戻りください。

3番の施行期日につきましては、公布の日から施行することといたします。

以上で、清里町公園条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○勝又委員長

ただ今、担当の方から清里町公園条例の一部を改正する条例について、説明がございました。委員の皆さまから質問意見等ございましたら。ありませんか。進みます。

②清里町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。担当。

○総務課主幹

それでは清里町個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明いたします。1つ目の改正理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改定に伴う条例の改正となります。改正の内容は大きく3点あります。

1つ目としまして、個人情報の定義の明確化として、生存する個人の情報に限定。そして顔識別データ旅券番号、基礎年金番号等を個人識別符号として整理いたします。

2つ目としまして、要配慮個人情報保護の取り扱いを定めることとしまして、要配慮個人情報の定義、要配慮個人情報収集の制限、個人情報ファイル等への情報の有無の記載等を行います。そしてその他としまして、条項ずれ、字句の整理等、所要の整備を行うものです。詳細につきましては新旧対照表で設備いたしますので、5ページをお開きください。

まず、個人情報の定義明確化としまして、第2条第1項第2号の個人に関する情報を生存する個人の情報に限定いたします。また同項第2号としまして、アに当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述及びイに、顔識別データ、旅券番号、基礎年金番号等が含まれる個人識別符号を新設し、個人情報を具体的に定義します。

次に、要配慮個人情報の取り扱いとして定めることとしますので、第2条第1項、第3号として、要配慮個人情報の定義を、6ページをご覧ください。(8)としまして、本人の定義を新設するとともに、中段の第4条第2項で、要配慮個人情報の収集を原則禁止といたします。次に、7ページ上段の第5条、第1項には、取り扱い事務届け出の際には、要配慮個人情報の有無を記載することを追加いたします。また13条第1項、第2号には個人情報の定義を明確にしたことによりまして、個人情報を開示しないことができるとされている開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものからア・イ・ウ、それぞれに規定されている情報は除く旨を追加いたします。8ページをご覧ください。下段に第3号といたしまして、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないものと認められるときには開示しなければならない旨を追加しております。

なお、以上の改正につきましては、平成31年4月1日からの施行となっております。以上説明を終わります。

○勝又委員長

ただいま清里町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての説明がございました。委員の皆様方からありませんか。次進みます。③30年度一般会計補正予算総務課所管分について。担当。

○総務課主幹

10ページをお開きください。総務課所管分の実行予算の第7号の内容につきまして説明いたします。

まず、歳入といたしまして、寄付金、総務管理費寄付金としまして12月に御寄付がありました清里町振興発展のための1件100万円を追加で補正いたします。なお、この寄附につきましては、公共施設整備基金に積み立てることとしております。

続きまして歳出、総務グループ分でございます。総務費、総務管理費、職員福利厚生費、事業としましては職員派遣研修事業です。職員派遣等の減によりまして、普通旅費を115万6千円、負担金を24万6千円、合計140万2千円を減額するものです。続きまして管財Gより説明いたします。

○管財G総括主査

引き続きまして、管財グループ所管分についてご説明いたします。2段目の7目防災対策費の防災備品購入事業につきましては、防災備品としてストーブや段ボールベット等の購入した入札見積り合わせの執行残で、108万3千円を減額するものです。財源については全額一般財源となります。

続きまして、9目、総合庁舎管理費の総合庁舎維持管理事業につきましては、総合庁舎用暖房燃料の単価が当初の積算単価より上昇しているため、予算額の不足分として75万6千円を

計上するものです。財源については全額一般財源となります。

続きまして、同じく総合庁舎管理費の総合庁舎改修事業につきましては、外壁改修及びアスベスト除去工事の入札執行残で、163万7千円を減額するものです。財源については全額一般財源となります。

続きまして、18目行政情報システム管理費の職員用端末機購入事業につきましては、パソコンのOSでありますWindows7のサポート終了に伴い、職員用のパソコンでWindows7搭載モデルの135台をWindows10搭載モデルへの更新を行うものとそれとインターネット用のパソコン20台などを購入するもので、備品購入費と設定委託料の合計で3千539万1千円を計上するものです。財源については全額一般財源となります。以上で説明を終わります。

○勝又委員長

ただいま総務課所管分についての平成30年度一般会計補正予算の説明がございました。委員の皆様方から。河口委員。

○河口委員

確認させてください。職員派遣研修事業のこの金額については、事業が無くなったのか、都合により研修に行けなかったのか。その辺。

○勝又委員長

担当。

○総務課主幹

毎年行っています自治大の派遣につきまして、今年度都合により派遣できなかった事情がありまして、その分で減額になっております。

○勝又委員長

ほか、委員さんから。池下委員。

○池下委員

職員用端末機器で3千500万。これはさっき説明で135台なんですか。それとも155台なんですか。

○勝又委員長

担当。

○管財G総括主査

Windows7の搭載モデルにつきましては135台。それ以外に、インターネット用パソコンを購入するということで20台。あわせて155台です。

○池下委員

それと、外壁工事改修とアスベスト除去工事ですが、これは163万を減額しているんですけど、工事の総体金額は全体でいくらかかるのか。

○勝又委員長

担当。

○管財G総括主査

細かい数字をもってきておりません。

○池下委員

後で教えてください。改修全体の部分。それと差支えなければ、100万円の寄附は名前を公表できるのであれば、お聞きしたいのですが。

○総務課主幹

斜里の片山電気商会様からいただいております。

○勝又委員長

ほか、委員さんから。ありませんか。以上持ちまして総務課を終わりたいと思います。課長。

○総務課長

口頭で申しわけありませんが職員の採用等の関係につきまして、報告をさせていただきます。まず30年度で退職される職員につきましては、定年退職保育士1名、それから保育士の早期退職者が2名、それから消防士が2月28日付で1名でございます、合計退職職員につきましては、4名でございます。

それから再任用職員31年度でございますが、一般職1名それから保育士1名の2名が再任用職員ということで予定してございます。

それから31年度の新規の採用職員でございますが、現在一般職が2名、保育士につきまして、2名それから消防士、救急救命士についても2名ということで6名を予定をしてございます。なお救急救命士につきましては3月の29日が試験の発表ということで救命士の試験に合格しなければ、合格を条件にしてございますのでまだ最終的なことは決まりませんが、6名ということでございます。

なお3月1日に、土木技術職の面接試験も予定をしてございまして、これについてはまだ不確定ということで、今ところの状況等お話をさせていただきます。以上です。

○勝又委員長

ただいま職員の採用の関係にして説明がございました。ありませんか。以上持ちまして総務課終わりたいと思います。

○勝又委員長

続きまして生涯学習課２点ございます。それでは①町有林林野基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例。担当。

○学校教育G総括主査

それでは１つ目、町有林野基金の設置、管理及び処分に関する条例につきましてご説明いたしますので１ページをご覧ください。今年３月末をしまして、光岳小学校が閉校することによりまして、光岳小学校営繕林につきまして町有林として移管し、学校営繕林を廃止する予定でありますので本条例から関係条文等の改正を行うものでございます。

２ページ目の新旧対照表で詳細の方をご覧ください。第１条につきましては、設置の目的でありまして、学校営繕林に関する記述を削除いたします。第２条につきましては、第２号で規定する別表第２の山林こちらが学校営繕林の項目となりますので、第２号を削除しまして、第３号第２項に繰り上げるものでございます。

次に、第３章で規定する第７条から第１０条までこちらにつきまして学校営繕林の項目となりますので、すべて削除いたしまして、これに伴い、第４章を第３章に第１１条を第７条に繰り上げるものでございます。別表１につきましては、町有林の項目でありますので学校営繕林の移管先として、所在覧と面積覧。こちらのそれぞれ清里町字神威２５７番地のうち、０．９５ヘクタール。その次にそれぞれ、清里町札弦町２７８番地のうち、１７．８５ヘクタールを追加し、併せまして、学校営繕林を規定していた別表第２のすべてを削除するものでございます。

附則につきましては施行の日を定めるもので、平成３１年４月１日とするものでございます。以上で町有林野基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例こちらの説明を終わります。

○勝又委員長

①の町有林の関係の処分に関する条例の一部の改正する条例ということで説明ございました。委員の皆様方からありませんか。なければ進みます。②平成３０年で一般会計補正予算生涯学習課所管分について。課長、

○生涯学習課長

それでは平成３０年度一般会計補正予算生涯学習課所管分について御説明をいたします。補正につきましては、平成３０年度の事業がおおむね執行いたしましたので執行残の整理ということで、主に減額補正となっております。増額提案いたしますものといましては、清里中学校の冷房設備の設置事業並びに高校支援対策事業のうちこの春に入学を予定しております生徒の保護者の方に対する入学支度金この部分について、増額の提案をするものでございます。詳細につきましては担当よりご説明させていただきます。

○勝又委員長

担当。

○学校教育G総括主査

それでは、生涯学習課所管分補正予算の主な内容につきまして御説明いたします。資料は4ページから御確認いただければと思います。まず、表の1段目、総務費、庭園のまちづくり事業、花と緑と交流のまちづくり事業費の町民海外派遣研修事業でございます。この事業につきましては、本年度1名の研修実績がありまして、今後の執行予備を残した上で残額の事業費であります。補助金120万円を減額するものです。財源はすべて一般財源での減額となります。

続きまして2段目、総合戦略費、戦略事業費の小学校特別支援教育支援員配置事業でございます。この事業につきましては、支援を要する児童に対して、有資格者を配置するものでありましたが、2名のうち1名の採用が年度途中となったこと。また予算は月額積算でありましたが、日額単価での採用となったことから社会保険料、賃金の執行残合計187万円を減額するものです。財源はすべて一般財源での減額となります。

続きまして、3段目清里高校総合支援対策事業について御説明いたします。こちら、例年実施させていただいております4月入学予定生徒の保護者に対する入学支度金を支給するための予算を補正計上しております。所要額を報償金としまして350万円、入学者数としましては35人程度を見込んだ中での積算をさせていただいております。また、これにあわせまして、現計予算の減額補正ということで、各種国公立大学の入学補助でありますとか、進路指導強化対策費、高体連等の出場経費のような事業補助金の執行見込による残額、そちらも積算しまして200万円を減額させていただきます。清里高校総合支援対策事業の総体での差し引き補正額といたしましては150万円を計上させていただきたいと考えております。財源はすべて一般財源での調整となります。

4段目、学校給食費補助事業でございます。この事業につきましては、保護者の経済負担の軽減を図るためのものですが、現時点での給食数の実績見込みによりまして、補助金150万円を減額するものです。なお財源につきましては今後の年度末までの給食数を考慮いたしまして、一般財源分を50万円増額し、子ども子育て基金にて200万円減額させていただきます。

続きまして、5段目、高校生海外派遣研修事業でございます。この事業につきましては、事業執行が完了しておりますので、事業精算に伴う執行残の223万6千円。こちら減額するものです。財源はすべて一般財源となります。

続きまして、6段目教育費、教育総務費、教育諸費の幼稚園就園奨励費補助事業でございます。この事業につきましては、幼稚園支援に係る保護者の経済的負担の軽減を図るためのものですが、就園幼児の人数実績こちらの見込みによりまして補助金を180万円減額するものがございます。なお財源につきましては、国庫補助金が13万1千円増額の188万円が見込めるため、一般財源分にて、一部財源振替を行い193万1千円の減額となります。

続きまして、5ページ。中学校費、学校管理費の清里中学校冷房設備設置事業でございますが、こちら12月補正予算におきまして、設置工事にかかる実施設計業務委託こちらの協議をさせていただき、そのときに、事業の概要を説明させていただいているところです。今回、3月補正予算にて、本体工事に係る予算を計上させていただきますので、改めて事業の概要を説明させていただきます。

資料6ページをご覧ください。清里中学校冷房設備設置工事でございますが、近年全国的に夏場の気温上昇がするのが激しく生徒の体調管理が難しくなっている状況となってきている

ため、国の平成30年度限りの特例的な交付金制度を活用しまして、冷房設備を設置し、学校施設としての環境確保を図っていくものでございます。冷房設置箇所でございますが、資料7ページの中の中学校の平面図こちらをご覧ください。1階の設置箇所につきましては特別支援学級の教室、保健室、斜里岳プラザの3部屋。次に、資料8ページ、2階の平面図でございますが、特別支援の教室、1年生から3年生までの教室、それと小人数指導教室、合計6部屋となりまして、1階、2階の合計が9部屋ということで、すべて共に日当たりが良い、気温上昇がしやすい南側の教室ということで生徒も過ごす時間が長い教室となっております。

資料6ページへお戻りいただきまして、中段の補助対象の関係でございますが、特別支援学級、普通学級、小人数指導教室、この7教室が補助対象となっております。保健室と斜里岳プラザにつきましては町単費で設置となります。

今後のスケジュールでございますが、現在設置工事に係る実施設計中でございますが、設計完成が3月を予定しております。現在の設計途中の概算額を確認したところ、使用電力こちらが現状では足りないという状況がありまして、それに耐えうるよう配電盤等の交換も含め、2千500万円の工事費が見込まれておりますので概算額であります。3月補正予算にて、同額を計上させていただきました。

工事そのものは、年度繰越事業として処理させていただきます。平成31年度内での執行となりますので御理解をいただければと思います。資料5ページにお戻りください。さきほど御説明いたしました、事業積算は概算ではございますが、一部屋当たりの設置費200万円と全体の諸経費700万円を見込みまして、事業費2千500万円で計上しております。財源の内訳でございますが、国の特例交付金448万1千円。中学校冷房設備設置事業債960万円。こちら見込みまして残り1千91万9千円こちらが一般財源となります。

続きまして、2段目清里中学校グラウンド改修事業でございます。この事業につきましては清里中学校グラウンドの土埃対策ということで、土の入れかえと芝生化を行ったものでございますが、事業実施にあたっての入札によりまして執行残がございますので工事費214万4千円を減額するものです。なお財源につきましては、公共施設整備基金こちらからの繰入れを180万円減額いたしまして一般財源分は34万4千円を減額させていただきます。続きまして、交代いたします。

○社会教育G主幹

生涯教育費の学童保育事業でございます。こちらにつきましては、臨時職員雇用にあたりまして、年度当初月額賃金予定ということで予算計上してございましたが、月額賃金雇用に変わりましたので、賃金差額に伴う事業費を減額するものでございます。社会保険料10万円、賃金100万円の合計110万円を減額いたします。財源内訳につきましては国庫、道それぞれの支出金につきましては43万7千円の減額。子ども子育て基金100万円の減額、学童保育料負担金については50万円増額となっております。残り一般財源27万4千円の増となっております。

同じく生涯教育費、各種大会等参加費補助につきましては、本年度事業実績に伴いまして今後の執行予備を残した上で残額の事業費でございます補助金150万円を減額するものでございます。財源はすべて一般財源でございます。

生涯学習総合センター費、生涯学習活動車運行委託事業につきましては、昨年度に比べ夏場

においては、全道大会出場の減少と秋口の北海道胆振東部地震におけますキャンセルなど本年度事業実績に影響がございました。今後の執行予備を残した上で残額の事業費の委託料200万円を減額いたします。財源につきましては生涯学習活動車運行事業債150万円の減、一般財源50万円となっております。

以上主なものとなりますが、このほか事業執行に伴う執行残の一部減額、また入札に伴う執行残の一部減額について少額でございますが補正予算計上してございますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○勝又委員長

平成30年度の一般会計補正予算、生涯学習課所管分についての説明がございました。皆様方から、意見等ございましたら。河口委員。

○河口委員

前回の委員会の中で中学校冷房設備については質問させてもらっています。再度確認だけさせていただきたいと思います。予算概要の中で、きちんと断熱効果のあるすばらしい校舎だろうと思っております。その中で、冷房が必要だという話はかなり早くから出ていて、それはグラウンドの部分の砂ぼこり、それから窓を開けることが出来ない、暑さの中で授業をしなければいけないという中で話がいろいろ出たのだろうと思っています。環境が今度は芝生化になって窓が開けられる、通風できるという状態の中で、今回国の新たな交付金が出たから、この部分が出てきましたと僕は理解しています。

実際に環境をつくるのは良いんですが、ある程度体力がある中学生。小学校はついていません。中学校は快適に事業環境を作りました。確かに良いですけども、その段階の中でエアコン稼働日数はどのぐらい見ているか。政府推奨温度は28度です。その授業の教室を何度まで下げましょかっていう、この前の設計には入っていると思うんですけども、その付加計算の基本となる室温は何度下げたらよいかを計画しているか。詳しいことを教えていただきたいんですが。

○勝又委員長

担当。

○学校教育G総括主査

ただいま御質問の関係でございます。説明ありましたとおり、中学校冷房設備、中学校は平成16年でございまして比較的新しい建物ではあるのかなというところで断熱効果もあるのではないかと、またグラウンドの土ぼこり対策ということで、今後は芝生化によりまして、窓を開けることができるのではないかと。そのような話もあったところでございます。

近年の全国的な気温の上昇というのが想定し得なかった状況が続いているかなというところでございます。窓を開けることももちろんあるかというふうにはございますが、それ以上に子供たちの健康安全管理その辺を気配するというためのものというところでちょうど国の交付金がございますので、そちら活用して実施するところでございます。

もう1点ご質問の小学校の関係、こちらにつきましては、前回の実施設計のところでもお話

しましたが、今後の大規模改修に合わせた形での設置を検討しているところでございますので、ご理解いただければと思います。国の推奨温度28度の設定。そして中学校のエアコンの稼働の数をどのくらい見込んでいるのかというところのお話があったところでございますが、この部分、実施設計の中につきましては稼働率ですとか稼働日数、温度、明示しているところではございません。基本的には状況に合わせた形での実施になるかなと思っております。ただ、やはり、使うときというふうになりますと、今、南側の教室でありますので、すべて同時に動かすことが想定されますので、すべて同時に動かしてもしっかりと稼働できる。そのような設備を設置していくといったところで、設計を組んでいます。というところで御理解いただければと思います。以上です。

○勝又委員長

河口委員。

○河口委員

大変重要な点は先ほどの付加計算をどこで組まれているのかが一番大事な部分で、それはどうしてかと言いますと、どういう施設整備が必要であるのか、例えば政府推奨28度という温度があります。何度下げるんですか。ここで機械のレベルが変わるんです。国からの交付金が出るよってときに一番問題は過剰設備です。しかも付加計算は、基本的に設計は面積だけで計算して、清里と札幌圏あるいはその辺では全然温度環境が違うわけですし、その辺の何度下げたらいいのか。一般論でいくと7度下げるんです。そういう付加計算ですと、教室温度が40度あるんですかとか、30度あるんですかっていうことが前提なんですけど、現実は違うんだと思います。大事なのは、稼働と付加計算がきちんとされているか。付加計算がどこで設定されているかってことが設備上大事な部分で、そこをしっかりと押さえて過剰設備になるがために電気が倍になる。大事な部分だけはきちんと押さえて進んでいただきたい。そのための200万という実施設計を使っているじゃないのか。合った設備をやるのが、実施設計の費用なんだろうと僕は理解しています。理解した中で進んでいただきたいと思います。

○勝又委員長

課長。

○生涯学習課長

ただいまの御指摘でございますけども、今回の国の事業につきましては非常に期間の短い中、実施をさせていただいております。先ほど御説明しましたが、今回の補正提案につきましてもまだ実施設計が完了していない中での現段階での概算計上をさせていただいているところでございます。本来ですとしっかり実施設計の中で御指摘の部分も協議把握した中で提案すべきところでございますが、今回につきましては、補助事業に、乗っかるという部分もございまして、早急な部分での概算ということで提案をさせていただいておりますことを御理解いただきたいと思います。

○勝又委員長

河口委員。

○河口委員

予算計上については理解しておりますので、ぜひ環境にあった、すばらしい環境作りはこれはもう非常に良い事で、但し過剰設備ならない、将来負担にならない設備をしていただきたいと思います。一般財源が1千万、起債の部分の3割は見なきゃいけない現実がありますので過剰設備が何割か減れば、その分だけ一般財源の負担が減ると思いますんで、ぜひその辺を含めてしっかりと管理していただきたいと思います。

○勝又委員長

意見ということでよろしいですか。他、ありませんか。前中議員からよろしいですか。どうぞ。

○前中議員

今の関連で、今回多目的ホールこれも同じように、費用対効果という言葉は余りよくないと思うんですが、この学校における多目的広場の頻度というか、ここをどう捉えて、ここを対象案件にしたのかというのを説明できればしてほしい。

○勝又委員長

課長。

○生涯学習課長

多目的広場斜里岳プラザでございますが、まずほぼ全面ガラス張りで非常に高温になるということで、もともとそこについての環境が悪いという話が前提としてございました。それ以外に具体的な稼働日数ということではございませんが、非常に利用頻度が高いということで中学校からもお話ございまして、またそこはそのまま図書室コーナーが併設になっておりますので、その利用も勘案した中、この一体となったところでございますので、そのようなことから今回こちらを対象とさせていただきます。

○勝又委員長

河口委員。

○河口委員

今のプラザの話ですけれども、これは1つの検討に入れていただきたいのは、風速1メートルで体感温度1度と下がるわけですから、エアコンの設備で下げるんじゃなくて、風をもっと使って、どこの教室も扇風1台も付いてません。何年も暑いと言って扇風機1つついていない。2度温度下げるのに大分違うんで、ぜひ併用して。プラザについては対象外ですから、入ってなかったんだろうと思いますけれども、中学校の現場でまっ先に出てきた話がプラザ。でも今まで温度を下げる工夫をされているのかと言ったらされていない。今度は窓も開けれますし。専門家に言わしたら、ここは大きいです。ものすごく。いろんなことで検討していただいて出し

てください。助言できる部分は、いっぱい力になります。

○勝又委員長

課長。

○生涯学習課長

ただいま御意見いただいた部分も含めて、当然窓も開けることは可能となっております。そして何よりも冷房利用のルールづくりということが必要に当然なってまいりますので、そこを今後、中学校と詰めながら窓の解放と併用しながら電気料の節減に努めたいと思います。

○勝又委員長

ほかありませんか。無い様ですのでただいま中学校の関係の冷房設備事業ですか。いろいろ意見を出されました。参酌いただきまして検討していただきたいと思います。それでは、生涯学習課終わりたいと思います。

○勝又委員長

総務課の方から先ほどの質問に対する返答がございます。課長。

○総務課長

ご質問がありました庁舎の改修事業の関係につきまして、担当よりご説明致します。

○管財G総括主査

外壁改修の契約額ですけれども、4千255万2千円。アスベスト除去につきましては1千123万2千円。そのほかに改修の際にちょっと消防のアンテナと役場のアンテナが外壁にありました。それを動かす作業を9万7千200円、と9万1千800円。行っております。

○勝又委員長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○勝又委員長

それでは、戻ります。大きな2、意見書の検討について。

○議会事務局主査

それでは2番目の意見書の検討について、総務文教常任委員会所管の意見書が1件提出されておりますのでご説明いたします。資料の1ページをお開きください。

議案名、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書についてです。提出依頼者は清里地区連合会長和田恭男氏でございます。内容につきまして、4ページをお開きください。この意見書につきましては、市町村に働く臨時や非常勤職員に対する待遇改善や雇用安定を主旨とした意見書でありまして、昨年の3月定例会にも同様の主旨の意見書が提出されております。

内容につきまして、記以下を読み上げて説明いたします。1、各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正主旨が十分に反映されるよう必要な財源の確保に特段の配慮を行うこと。2、非正規労働者の格差是正を求める同一労働同一賃金の法改正の動向も踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を会計年度任用職員に適用させるよう法整備を図ること。3、パートタイムの会計年度任用職員に、勤勉手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。4、会計年度任用職員の処遇改善・雇用安定を図るため任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上について、3月定例会に委員長名での意見書の提出また、内容のご協議をよろしくお願いいたします。

○勝又委員長

ただいま事務局より地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の説明がございました。中身につきましては委員の皆さまからありませんか。それでは3月の定例議会ということでもよろしいでしょうか。

○勝又委員長

大きな3番次回委員会の開催について。

○議会事務局長

次回委員会でございますが、3月26日火曜日を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

○勝又委員長

次回委員会は3月26日ということでもよろしくお願いいたします。大きな4番その他ありますか。

●閉会の宣告

○勝又委員長

それでは、第3回総務文教常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時10分)